

中教審・大学分科会「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況（3） 大学における社会的・職業的自立に関する指導等の実施について

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室長 榎本 剛

昨年の本誌一二月号では、大学教育における職業指導（キャリアガイダンス）の積極的な位置づけに関する提言を紹介した（注1）。

大学分科会の質保証システム部会は、様々な審議事項を抱えながら、この件を更に具体化するための検討を行っており、大学団体や経済団体からのヒアリングを経て、昨年二月には「社会的・職業的自立に関する指導等の実施について」の審議経過概要を整理した。以下、その概要を紹介する。

（なお、末尾で、「職業指導」や、「社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）」の用語の使い方を整理したので参照いただきたい。また、大学分科会と別に、中教審の「キャリア教育・職業教育特別部会」が、初等中等教育から高等教育を通じてキャリア教育や職業教育に関する審議を行っており、質保証システム部会では、その審議の状況も踏まえて検討した。）

一 社会的・職業的自立に関する指導等に係る規定を大学設置基準に位置づける理念

（1）社会的・職業的自立に関する指導等の考え方と現状

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的としており、大学教育や学生生活の経験を通じて獲得する成果（知識・技能、態度・志向性等）には、専門分野に関する知識・技能とともに、社会的・職業的自立に必要な資質能力が本来的に内在していると言うことができる。

社会的・職業的自立に関する指導等は、このことを踏まえ、各大学の実情に応じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うために、教育課程の内外を通じて行われる指導又は支援であり、具体的には、教育方法の改善を通じて各種の取組のほか、履修指導、相談・助言、情報提供等が想定される。

各大学では、教育課程を通じて、それぞれの個性・特色や学問分野に応じた取組を行うほか、厚生補導を通じて、学生に対する

各種の職業意識の形成や就職支援を行っている。これは、単に卒業時点の就職を目指すのではなく、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、豊かな人間形成と人生設計に資することを目的として行われる。

(2) 社会的・職業的自立に関する指導等に係る規定を法令上に明確化する趣旨

学生の社会的・職業的自立は、産業界や地域の各種団体を含む社会全体として支援していくことが不可欠であるが、平成二〇年の中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」で述べたとおり、若者の過半数（五六％）が大学に進学するとともに、職業の種類や、企業等の事業所の業種・規模・業務内容等が多様化している中、大学教育を通じて、社会人・職業人としての基礎能力や、産業構造等の変化に対応できる柔軟な専門性と創造性の高い人材の育成が強く要請されている。また、現在の厳しい雇用情勢や、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、学生が、それぞれの専門分野の知識・技能とともに、職業を通じて社会とどのように関わっていくのか、明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身につけられるようにすることが課題となっている。

そこで、大学の自主性・自律性や、それぞれの多様性を前提としつつ、すべての大学において、教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むため、その体制を整えることについて大学設置基準に位置づけることが求められる。

二 右記の現状と理念を踏まえた大学設置基準の改正

(1) 大学設置基準の改正の考え方

社会的・職業的自立に関する指導等について、大学設置基準には、大学として最低限必要な事項を規定するという観点を踏まえ、次のような趣旨を設けることが考えられる。

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

大学設置基準には、「第六章 教育課程」（第一九条から第二六条まで）と「厚生補導の組織」（第四二条）の規定があり、今回の規定は、これらの関係条文の後に置くことが適当である。短期大学の設置基準にも、その特性を踏まえつつ大学設置基準と同様の規定を設けることが適当である。

大学設置基準における厚生補導の規定は、大学院生を含む全学的な取組として設けられており、大学院における社会的・職業的自立に関する指導等についても、大学設置基準に基づく実施体制を活用した取組が求められる。

(2) 留意事項

①各大学における社会的・職業的自立に関する指導等の在り方
社会的・職業的自立に関する指導等として、各大学がどのよう

な取組を行うかは、それぞれの教育研究目的、設置する学部・研究科の種類、学生数等の規模、学生や教職員の状況により多様と考えられるため、特定の教育内容・方法が大学に課されるべきではない。

②教育課程の編成における取扱い

各大学では、教育課程の内容と実施方法に関する方針を定める中で、個別の授業科目のシラバスや、体系的な教育課程の編成を通じて、社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を明らかにし、学生に対し、その内容の理解を図ることが求められる。

なお、教育課程の編成と実施に当たっては、大学として保証すべき教育の内容・水準に十分留意する必要がある。例えば、幅広い職業意識の形成に着目した授業科目を開設する場合には、大学の判断により、それが教育課程の一部として位置づけられるのふさわしい内容・水準であることを明らかにするとともに、専門教育等とのバランスにも留意しつつ、過度に傾斜しないような配慮が考えられる。

③学内における実施体制の確保

今回の大学設置基準の改正は、社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たり、大学の判断に基づいて設けられている各種の組織（例えば、教育を行う様々な学内組織、厚生補導を行うための組織、教務部・学務部等の事務組織）の緊密な連携や、そうした組織の活用を通じて体制を整える必要性を規定している。したがって、学内に専任の教職員を配置する、または独立した組織を設けるなど、組織の設置を画一的に課すものではない。

なお、大学において、社会的・職業的自立に関する指導等に具

体的に取り組む際には、それぞれの大学の教育理念や、個性・特色、学生の状況等を踏まえた対応が必要であり、そのためにも、学内における専門性の高い人材の養成・確保や、学内の教職員による理解の共有化を図ることが求められる。

④大学の取組状況の公表

各大学では、その社会的・職業的自立に関する指導等の取組について、広く社会に説明していくことが求められる。また、認証評価により、各大学の理念や教育研究目的等を踏まえた適切な評価を受け、その評価結果が社会に明らかにされることが期待される（現在も各認証評価機関では、「進路選択の指導」等の評価項目を設けて評価を実施している。）。

⑤産業界や各種団体をはじめとする社会との連携と協力

学生への社会的・職業的自立に関する指導等は、大学だけでなく、社会全体として支援すべきものであり、産業界や地域の各種団体をはじめとする社会との連携と協力が求められる。

また、雇用情勢の悪化による学生の不安な心理が就職活動の早期化をもたらしているとの指摘もあり、学生の落ち着いた学習環境の確保が必要である。こうした面からも、大学側の学生の就職に関する「申合せ」や、企業側の採用選考に関する「倫理憲章」の周知徹底を図っているが、学生の就職活動の早期化の現状は依然として続いており、大学、産業界や地域の各種団体、関係行政機関等の連携・協力による更なる改善の努力が不可欠である。

（3）大学設置基準の規定の考え方の明確化

大学設置基準を改正する際には、この留意事項について、後日誤解が生じないように施行通知や解説等の文書により明確にする必

要がある。

〔参考〕用語解説

〔厚生補導〕

学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等であり、具体的には、課外教育活動、奨学援護、保健指導、職業指導等を含む。(大学設置基準は、第四二条で「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする」と規定している。)

〔キャリア教育〕

社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育。より詳しくは「一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育」(平成二十一年七月の中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会の「審議経過報告」)。(このうち高等教育においては、平成一二年の大学審議会の答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」が、キャリア教育を「学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育」と整理している。)

〔社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)〕

各大学の実情に応じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うために、教育課程の内外を通じて行われる指導又は支援であり、具体的には、教育方法の改善を通じた各種の取組の

ほか、履修指導、相談・助言、情報提供等が想定される。上記のキャリア教育の考え方に基づきつつ、学生に対して実際に教育が行われる場合に現れる態様である指導・支援に着目して、このように整理している。(平成一八年に改正された教育基本法は、第二条第二号に「教育の目標」の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」を規定している。また、学校教育法は、第八三条に「大学の目的」として「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定している。)

〔職業指導〕

昭和三十三年の学徒厚生審議会の答申「大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について」は、職業指導を「学生がその個性と能力に応じた職業につくことができるようにすること」と整理し、これを厚生補導の領域の一つに位置づけている。(平成二一年八月の大学分科会の「第二次報告」は、この職業指導の概念に着目して「職業指導(キャリアガイダンス)」について提言した。しかしながら、「職業教育」(一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育)との誤解が生じ得ることを踏まえて、質保証システム部会では、「職業指導」を用いず、本稿のとおり「社会的・職業的自立に関する指導等」として整理することとした。)

(注一) 大学分科会の質保証システム部会の審議状況は、www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/index.htmを参照いただきたい。